令和5年度事業計画

基本方針

本協会の定款に掲げる目的を達成するため、以下の事業を推進し、公益法人としての社会的使命を果たす。

(1) 法定事業の推進

不動産の表示に関する嘱託登記業務の適正且つ迅速な処理に務め公共事業の推進に寄与する。

(2) 関連事業の推進

不動産登記法第14条第1項地図作成作業をはじめとした大規模事業への参画を行う。

(3) 自主事業の推進

本協会が掲げる自主事業の成果の増大に務めると共に事業内容の分析、検討を行う。

(4) 受託体制の充実

適正且つ迅速な業務処理方法の追求と組織の自己研鑽を図る。

(5) 組織運営の充実と改革及び対外啓発活動の実施

コンプライアンス、ガバナンスを常に意識した組織運営に心がけると共に、官公署はじめ関連する他団体からの積極的な情報収集や他団体への情報発信を行う。

(6) その他基本方針を達成するために必要な事業の推進とその検証に努める。

詳細は以下による。

1、総務·経理部関係

(1)総務部事業計画

公益法人制度関係法令及び当協会の定款・規則・規程に則って以下の事業を実施し、 広く社会から信頼される法人として適正な運営を行う。

- ① 役員、社員及び職員の研修会の開催。
- ② 定款・各種規則・規程を常時確認し、法令との整合性を図る。
- ③ 本協会の監督官庁である滋賀県の公益認定相談窓口より運営等において相談、指導を仰ぐ。
- ④ 各種備付書類及び帳簿関係の整理を行い、事務の効率化に努める。
- ⑤ ホームページ利活用の充実を図る。
- ⑥ 社員からの各種報告事項の徹底を行い、協会としての対処の迅速化に努める。
- ⑦ 委員会制度の充実を図り、社員の帰属意識向上と組織としての効率的かつ適正な活動 を目指す。
- ⑧ 土地家屋調査士による災害時緊急支援体制の確立を行うとともに、防災、減災に向けた研究・提案を行う。

- ⑨ 滋賀県土地家屋調査士会・滋賀県土地家屋調査士政治連盟との意見交換会を実施する。
- ⑩ 全公連・近公連が開催する会議へ参加し、事業活動のための情報収集を行う。
- ① 必要に応じて、顧問弁護士に協会運営に係る各種法律解釈等を相談する。
- ② マイナンバー等の個人情報の適正な管理を行う。
- ③「働き方改革」を実践するための課題について検討する。
- ④ 上記①から⑬に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告を徹底する。

(2) 経理部事業計画

公益法人会計基準を遵守し、円滑な事業活動が実施できるよう適正なる会計処理を行う ために以下の事業を実施する。

- ① 適正な予算執行と資金繰り状況の把握を行い、事業推進の円滑な実施を図る。
- ② 公益法人としての活動を実施するための各部からの意見を収集し、適正な事業支出を行う。
- ③ 公益事業会計において、収支相償を常に意識した会計処理を図る。
- ④ 公益事業会計及び法人会計のより適切な配賦基準を検討する。
- ⑤ 顧問税理士と協議を行い適正な会計処理を図る。
- ⑥ インターネットバンキングの利用により入出金、残高のチェックを行い、事務局にて 適正な会計処理が行われるよう監督を行う。
- ⑦ 本年10月に始まる適格請求書等保存方式(インボイス制度)に必要な対策として創設したインボイス特別会費について、適正な管理及び運用を実施する。
- ⑧ 上記①から⑦に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。

2、業務·事業推進関係

(1)業務部事業計画

本協会の基本方針に則り、以下の事業を実施する。

- 業務担当社員に対し各種報告事項の提出を徹底する。
- ② 報酬額の適正な運用の徹底及び業務担当社員への助言・支援を行う。
- ③ 成果品のデータ収集を行うと共にデータ管理の安全性を図る。
- ④ 関連事業における地図作成業務への支援体制を整え、地図整備事業への貢献を図る。
- ⑤ 以下の自主事業を推進することにより、広く県民の不動産における権利の明確化と登 記制度、地図制度の普及を図る。
- ア表示に関する登記に係る無料登記相談の実施。
- イ 基準点亡失調査及び地図作成地域の調査及び公開。
- ウ 境界標識、引照点の積極的な設置とデータ管理。
- エ 県民を対象とした講演会等の開催。
- ⑥ オンライン申請の推進を行うことにより、法務行政への寄与を図る。
- ⑦ 上記①から⑥に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。

(2) 事業推進部事業計画

本協会の基本方針に則り、業務部と連携して事業の推進を図る。

- ① 受託契約に関する事項について
 - ア 大規模事業への参画
 - イ 官公署等への制度の啓発
 - ウ 未契約官公署等への継続的提案
 - エ 官民境界確定補助業務の研究
 - オ 筆界特定業務の研究
- ② 研修会・講演会及び社員教育に関する事項について
 - ア 報酬額運用の研究
 - イ 成果品管理の研究
 - ウ 外部研修への講師派遣
- ③ 他団体等との協議会、研修会に関する事項について ア 近公連、全公連、他協会主催の研修会への参加
- ④ 広報に関する事項について
 - ア 各種自主事業成果の公開
 - イ 調査士会主催事業への協賛
- ⑤ 上記①から④に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。